

国税徴収法第95条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告し、及び国税徴収法第99条の規定に基づき、見積価額を公告します。

平成29年11月7日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

平成29年11月8日午後1時から同月21日午後11時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

平成29年11月28日午後1時から同年12月5日午後1時まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 売却決定の日時

平成29年12月12日午前9時30分

6 売却決定の場所

京都市行財政局税務部収納対策課

7 買受代金の納付期限

平成29年12月12日午後3時00分

8 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。

9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

10 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

## 11 その他事項

- (1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- (2) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカード、直接又は銀行窓口振込みによる納付によるものとします。ただし、クレジットカードによる納付は、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。

また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日に関札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売物件について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売物件は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 物件の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各税務センターに備え付けています。

- (10) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (11) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、本市は何ら補償しません。
- (12) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。  
なお、その内容については、行財政局税務部収納対策課のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財7

2 見積価額

900,000円

3 公売保証金

90,000円

4 公売財産の表示

(1) リゾート会員権

会員権の名称 サンメンバーズ・エグゼクティブクラブ

会員番号 SEC 1-J-G-801

事業主体 リゾートトラスト株式会社

保証金 900,000円

(2) 不動産所有権の持分権

(一棟の建物の表示)

所 在 京都市右京区嵯峨広沢南野町 27番地1

建物の名称 サンメンバーズ京都嵯峨

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 京都市右京区嵯峨広沢南野町27番1

地 目 宅地

地 積 1201.26㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 嵯峨広沢南野町 27番1の35

建物の名称 317号

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造1階建

床面積 3階部分 17.42㎡

(敷地権の表示)

土地の符号 1  
敷地権の種類 所有権  
敷地権の割合 100万分の8432  
持分34分の2  
以上登記簿による表示

## 5 公売財産の概要

- (1) 公売財産は、リゾート会員権及びこれに付帯して取得する不動産所有権の持分権です。
- (2) 会員権の内容は、リゾートトラスト株式会社の施設である各地のサンメンバーズ及びエキシブ（制限有り）の利用権です。
- (3) 年会費は、年間118,800円（消費税含む）であり、施設の宿泊券全日券60枚、平日券30枚、シティ券60枚が発行されます。
- (4) 施設は会員により相互利用され、その利用は利用規程等によります。
- (5) 名義変更時に名義書換手数料324,000円（消費税含む）が必要となり、名義書換手続は買受人が行うこととなります。
- (6) 公売財産は、名義変更時より3年間は譲渡不可となります。
- (7) 公売財産は共有名義にできないため、共同入札はできません。

## 6 特記事項

- (1) リゾートトラスト株式会社による資格審査（面談等）があります。
- (2) リゾートトラスト株式会社の譲渡承認が得られない場合は、売却決定を取り消します。
- (3) その他詳細についての問合せは、リゾートトラスト株式会社となります。  
リゾートトラスト株式会社 大阪支社会員業務部大阪業務室会員業務2課  
TEL：06-6733-0398
- (4) 公売財産は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課

TEL：075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)